

# 令和3年度限定

## 中野区『商店街感染症対策緊急支援事業』のご案内

区内商店街での新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を徹底していただくため、特例措置として従来の商店街地域力向上事業（感染症対策事業）の補助率、補助限度額を引き上げます。貴商店街におかれましても、安全・安心な商店街を目指して、ぜひご活用ください。

### 《 商店街地域力向上事業（感染症対策事業） 》

対象経費・対象外経費など、商店街地域力向上事業の詳細は、本年2月5日付区が送付した事業案内資料を再度同封しますので、併せてご覧ください。



また、交付申請書等は区及び区商連のホームページからもダウンロードできます。

### 《 特例措置の内容 》

	従来の制度	⇒	特例措置
補助回数	年度内1事業		年度内1事業
補助率	5/6		10/10 ただし、補助額は千円未満は切り捨てです。
補助限度額	30万円 ただし、消耗品購入費は10万円を限度とします。		50万円 ただし、消耗品購入費は10万円を限度とします。
対象商店街	区内商店街		区内商店街のうち中野区商店街連合会加盟商店街および商店街連合会 (非加盟商店街は、従来の制度で対応します)

### 《 交付申請の受付方法 》

#### (1) 申請締切日等

	交付申請締切日	交付決定日	事業実施期間
1	7月 6日(火)	8月2日(月)	交付決定日～令和4年3月31日まで
2	9月 2日(木)	10月1日(金)	交付決定日前に購入、契約したものは対象外です。

#### (2) 申請方法

①郵送：区商連事務局あてに郵送で提出。

申請書は郵送でも受け付けますが、記載内容や添付書類に不備があった場合に、提出期限に間に合わなくなることもありますので、早めにご提出ください。

②受付相談会：区及び区商連合会事務局が合同で、予約制で相談会を設け、書類作成をお手伝いします。添付書類も全て揃っている場合には、その場で押印していただいた上で受理します。

i 受付相談会の日程及び会場

	相談会開催日	時間	会場	交付決定
1	6月29日(火)	午後1時00分から	産業振興センター3階 会議室1	8月2日
2	6月30日(水)	午後4時00分まで		
3	8月24日(火)	の間の、それぞれ		
4	9月1日(水)	30分程度		10月1日

ii 相談の予約

区商連事務局に電話で予約を取ってください。先着順となります。

iii ご持参いただく物等

- ・購入や制作しようとしている物の「カタログ」や「見積書」など、その内容や金額の分かる資料。
- ・印鑑：交付申請書に押印する商店街の代表者印。区に債権者登録をしている商店街は、登録をしている代表者印となります。
- ・記載済みの「交付申請書」、「別紙」、「事業費経費別明細書」がある場合はご持参ください。
- ・実施する事業の事業名も考えておいてください。

③個別対応：上記の①、②により提出できない場合は、区商連事務局へ別途ご相談ください。個別に対応させていただきます。

《事業実施に向けての注意点（これが無いと補助金のお支払いができなくなります。）》

補助金の交付決定後の話になりますが、せっかく事業を実施していただいても、実績報告の時に必要書類が揃わないと、補助金のお支払いができなくなってしまいます。他の補助事業において、特に下記の点について不備が多く見受けられますので、ご注意ください。

- 写真：購入した物や制作した物全ての写真（購入時に撮っておいてください。）
- 台帳：物品購入がある場合は、物品管理台帳を作成し、保管しておいてください。
- 契約書、請求書、領収書：“日付”の矛盾はないか。“宛名”“但し書き”の記載はあるか、かつ正しく記載されているか。“押印”はあるか。内訳が分かるようになっているか。
- 経費の内訳や購入物品を変更する場合は、事前に変更申請を提出し、許可を得ているか。
- 物品の購入やポスター等の制作は、それを生業としているところと契約してください。

《 担 当 》

- (1)中野区 産業振興課 商業係 庄子、滝田(制度に関するお問い合わせ)  
電 話:03-3228-5591  
メール:syogyo@city.tokyo-nakano.lg.jp
- (2)中野区商店街連合会助成金担当 河村(相談会予約受付、郵送申請受付)  
〈 祝日を除く月曜日～木曜日 10:00～16:00 〉  
住 所:〒164-0001 中野区中野 2-13-14 産業振興センター2F  
電 話:03-6454-1995  
メール:jyoseikin@nakano-kushoren.gr.jp